

## 袖ヶ浦市移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内で開催されるイベント等の主催者に乳幼児の授乳又はおむつ交換を行うための空間として、移動式赤ちゃん休憩室（以下「休憩室」という。）を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

### (貸出しの条件)

第2条 休憩室の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる条件のいずれにも該当するイベント等の主催者とする。

- (1) 市内で開催されること。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教上の活動を目的としないこと。
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できること。
- (4) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (5) 袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等が関係していないこと。

### (貸出しの申込み)

第3条 休憩室の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市移動式赤ちゃん休憩室貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、貸出しを受けようとする日の7日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

### (貸出しの承認等)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査した上、休憩室の貸出しの可否を決定し、袖ヶ浦市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 貸出しを希望する期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とする。

### (貸出しの期間)

第5条 休憩室の貸出しの期間は、7日以内とする。ただし、貸出しが重複しない場合であって、市長が認める場合は、この限りでない。

### (貸出料)

第6条 休憩室の貸出料は、無料とする。

### (貸出し及び返却)

第7条 第4条第1項の規定により貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として自ら休憩室を借り受け、及び返却しなければならない。

2 使用者は、休憩室を返却するときは、破損、汚損等がないかを十分に確認しなければならない。

### (使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、休憩室の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載したイベント等以外には使用しないこと。
- (3) 各備品の説明書に従って適正に管理し、及び使用すること。
- (4) あらかじめ定められた期限までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

### (承認の取消し等)

第9条 市長は、使用者が前条に規定する事項を遵守しなかった場合又はこの要綱の規定に違反した場合は、休憩室の貸出しの承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消したときは、袖ヶ浦市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認取消通知書（様式第3号）により使用者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消した場合において、既に貸出しを行っているときは、その返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 市は、貸出しの承認の取消しにより使用者に損害が生じても、一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 使用者は、休憩室を破損し、又は汚損した場合は、自らの責任及び負担により、補修等の必要な措置をとり、原状に復さなければならない。

2 市長は、使用者が休憩室の補修等が困難な状態となるまで破損し、又は汚損した場合は、当該使用者の実費により弁償させることができる。

(市の責任)

第11条 市は、休憩室の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、一切の責任を負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、休憩室の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。